

市第179号議案 平成24年度横浜市下水道事業会計資本剰余金の処分

1 趣旨

下水道事業会計における資本剰余金（国庫補助金など）の処分について、平成24年度から改正地方公営企業法が施行されたことに基づき、議会の審議をお願いするものです。

2 内容

毎年計画的に実施している水再生センター施設・設備や管きよ等の更新に伴い、不用となる固定資産の撤去等により発生する、公営企業会計上の損失（帳簿価額）に、**資本剰余金 9億2,000万円**を上限として充当します。

[表]

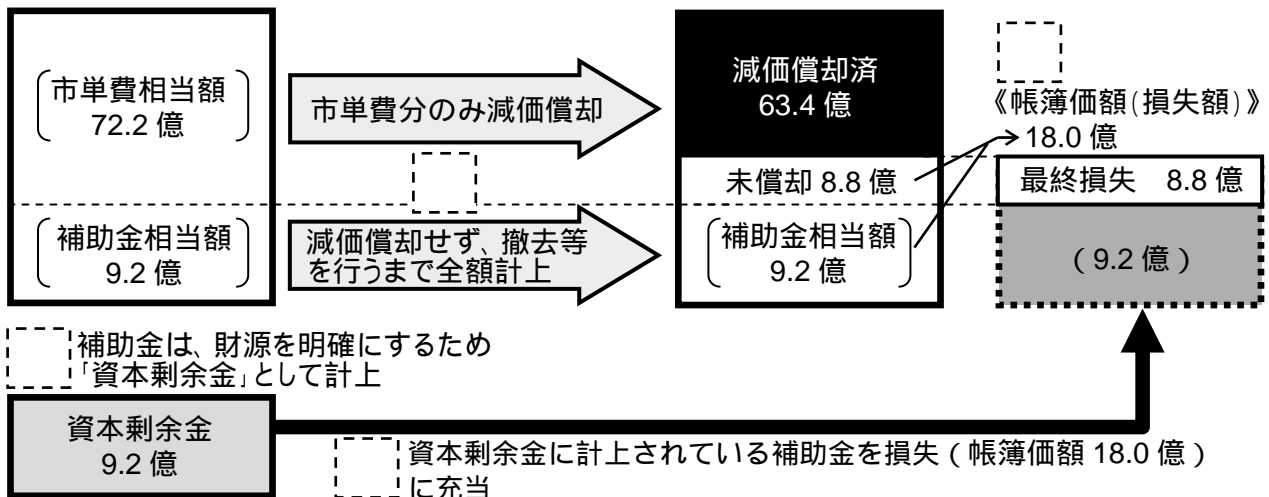
(単位：千円)

撤去等を見込む資産内容	取得価額	平成23年度末 帳簿価額	資本剰余金 (充当上限額)
水再生センター等の処理・ポンプ設備、 管きよ等	8,140,000	1,800,000	920,000

[図]

[資産取得時] 計81.4億

[現在(撤去等を行う時点)]



補助金をもって取得した固定資産（81.4億）について、市単費相当額（72.2億）のみを減価償却し、補助金相当額（9.2億）については減価償却しない会計処理を行っています。

その結果、現在の帳簿価額（18億）には、未償却部分（8.8億）のほか、資産取得時の補助金相当額（9.2億）が全額含まれています。

固定資産（81.4億）を取得する際に交付された補助金（9.2億）は、公営企業会計では、財源を明らかにする目的で「資本剰余金」として計上されます。

固定資産の撤去等を行う際、公営企業会計では、その時点の帳簿価額（18億）が損失として計上されますが、これに、資本剰余金（9.2億）を充当することで、最終損失を8.8億に圧縮する会計処理を行います。